

# 事業所の指定及び指定更新の申請にかかる手数料について

## 1 趣旨

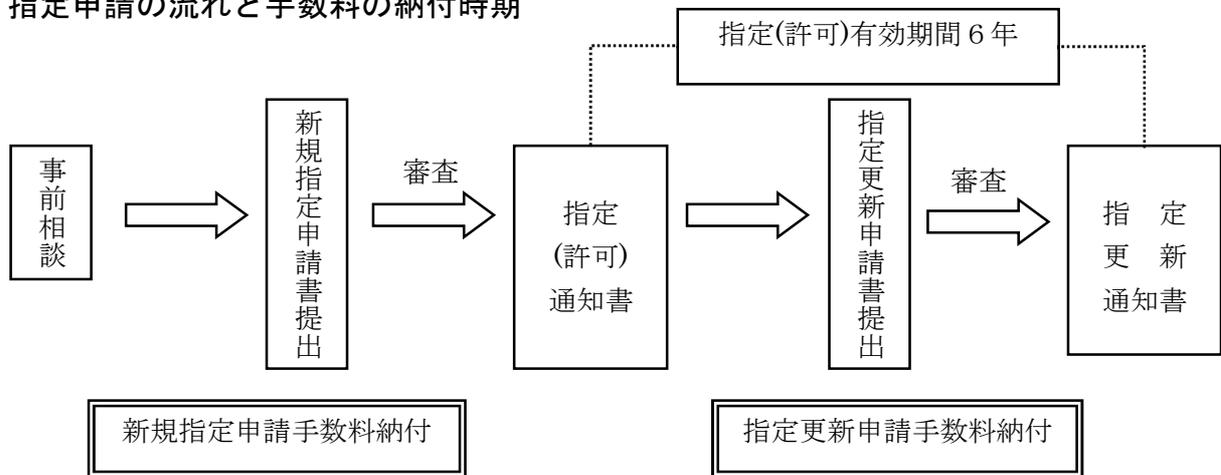
平成 30 年度以降に市が指定する地域密着型（介護予防）サービス事業者、総合事業（第 1 号事業）のサービス提供をする第 1 号事業者、権限移譲される居宅介護支援事業者等の指定及び指定更新する事務について、受益者負担及び県及び政令市に準じ、指定等に要する手数料を納めていただくこととなります。

## 2 手数料の額

※手数料の（ ）内は予防サービスの手数料

事業の種類	指定申請	指定更新申請
地域密着型（介護予防）サービス [定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護施設及び複合サービス]	1 サービスにつき 20,000円 (15,000円)	1 サービスにつき 10,000円 (8,000円)
居宅介護（予防）支援	20,000円 (15,000円)	10,000円 (8,000円)
第 1 号事業[第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業]に係る指定（総合事業のサービス）	15,000円	8,000円

## 3 指定申請の流れと手数料の納付時期



## 4 注意事項

- ・指定日が平成 30 年 4 月 1 日以降の申請が対象となります。
- ・指定（許可）更新の申請の受付は、原則として 1 ヶ月前から受付を行います。
- ・申請書類受付後、手数料の納める納付書を郵便で送付します。記載されている納付期限までに納入をお願いします。
- ・この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、申請書類受付後は返還はしません。
- ・指定申請の窓口：高齢者支援課事業給付グループ  
(電話：0538-37-4869、FAX：0538-37-6495 アドレス：koureisya@city.iwata.lg.jp)